様式第16号(第4条関係)

第　　　　　号

年　　月　　日

　　申請者　　　　様

身延町長

公共物(　　　　　　)の交換について(通知)

　　　年　　月　　日付けで申請のありましたこのことについて、次のとおり交換に同意します。

1　土地の表示

(1)　交換受財産

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 土地の所在 | 地番 | 地目 | 地積 | 相手方の住所・氏名 | 備考 |
| 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 |
| 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 |

(2)　交換渡財産

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 土地の所在 | 道・水路の区分 | 地積 | 備考 |
| 　 | 　 | 　 | 　 |
| 　 | 　 | 　 | 　 |

2　代替施設

(1)　工事施工期間

(2)　工事施工方法

3　その他

(1)　工事完了届は工事完了後1週間以内に提出すること。

(2)　工事完了検査後に代替施設の存する土地(交換する土地)を分筆・地目変更し、登記事項証明書及び地図写を添付して普通財産交換申請書を提出し、契約締結後代替施設の存する土地(交換する土地)に係る次の書類を提出すること。

　　ア登記事項証明書　イ印鑑証明書　ウ資格証明書(法人の場合)　エ土地所在図・地積測量図・現地調査書

※4　交換差金のある場合の措置欄の記載は次による。

　(1)　国が相手方に支払う差金がある場合

　　　　差金　　　　　　円は本人の請求権放棄の申立てにより支払いしない。

　(2)　相手方が国に支払う差金がある場合

　　　　交換差金は、国の徴収官が発する納入通知書により納入する。

　(3)　交換差金がない場合は4は削除